

志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第42号

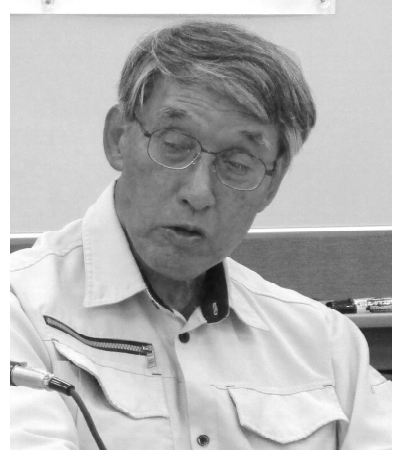
〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F ホームページ <https://shika-hairo.com>

【寄稿】志賀原発株主差止め訴訟の経過

富山訴訟原告団長 和田 廣治

《株主が北陸電力取締役を提訴した》

2019年6月、富山、石川の北電株主8名が原告になり、会社法により志賀原発の運転差止めを求める「志賀原発株主差止め訴訟」（略称「富山訴訟」）を富山地方裁判所に提訴しました。被告は現在、北電の金井豊会長と松田光司社長（いずれも代表取締役）の2名です。



提訴から6年、次回10月1日の第23回口頭弁論が最終弁論・結審となる予定で、今年度内に判決が見込まれます。改めてこの訴訟の経過をご報告します。

《株主総会はヤジと罵声の嵐だった》

私は1990年3月に株主となり、その年の株主総会に7名の株主で初めて参加しました。

会場の北電本店2階ホールは約800名の株主で満員。議案の質疑が始まって私たちが発言を求めて挙手すると、会場全体がヤジと罵声に包まれました。議長（北電会長）の指名で発言を始めても、ヤジと罵声でさえぎられ、身の危険さえ感じました。とくに女性株主の発言に対しては苛烈で、PTSD症状で以後二十年近く総会に出席できない株主もいました。

《ヤジと罵声がピタッと止んだ》

そんな状態が5年近く続いた次の総会で、私は議長に対して「多数のヤジで株主の質問権が妨害され、議長も制止しない。私は株主総会決議無効の提訴を検討する」と発言しました。すると、翌年の株主総会からはあのヤジと罵声の暴風がピタッと止みました。一連の暴風は、すべて組織的対応だったのです。

《株主の質問に回答拒否やはぐらかす取締役》

私たち株主の質問に対して、取締役らの回答拒否など不誠実な対応が続きました。

東京電力旧経営陣が無罪でいいのか!!

福島原発事故・刑事裁判報告 金沢の集い

9月13日(土) 13:30～16:00 近江町交流プラザ



例えば、志賀原発の安全対策費用の総額は「1千億円台の後半」と大雑把にしか答えず、「テロ等対処施設」の建設費見込みも回答拒否。志賀2号機再稼動の場合の投資回収見込みも回答拒否など。

《提訴のきっかけは2018年株主総会での石黒伸彦副社長の暴言》

(1) 原発事故時の従業員被曝を「無尽蔵ではなく」と回答

福島原発事故で金沢に避難した株主が「志賀原発で事故の場合に労働者の放射線被曝が心配だ」と質すと、石黒副社長は従業員の放射線被曝を「無尽蔵ではなく、決められたもので対応」と答弁しました。放射線被曝で「無尽蔵」とは、従業員らの死を意味します。

(2) 原発運転期間を「300年、500年続くわけではなく」と回答

別の株主が「志賀原発はいずれ必ず廃炉が必要。今から具体的な検討を」と質問しました。それに対して石黒副社長は、「廃炉は現時点で考えていない。300年、500年続くわけではなく…」と答弁しました。

私は久和議長に答弁の訂正を求めましたが、議長は拒否。横暴な議事運営で議長不信任動議提案も拒否。強引に議案を採決し総会を終了しました。

私たちはこれを放置すると北電の経営の健全性も志賀原発の安全も危ういと考え、本訴訟を提訴しました。提訴直後の株主総会で、前年の「無尽蔵」「300年」発言を金井豊社長が陳謝したほど前代未聞の失態だったのです。

《「個人的な主義主張」「訴権の濫用」と原告を中傷》

被告側は提訴を「原発に反対する個人的な主義主張」だと非難しています。しかし原発反対が多数の国民の声であることは、金井被告自ら規制委臨時会議（2020年1月）で「アンケートをとると6割は原子力反対です」と述べていることから明らかです。

《「取締役原子力の専門家はいない」と被告側が虚偽の主張》

被告側は「取締役に原子力の専門家はいない。専門家でない取締役は規制委に審査を請求すれば、善管注意義務を果たしたことになる」と虚偽の主張を繰返しました。

(1) 金井豊被告は原子力の専門家

今年の北電株主総会「招集ご通知」には、金井豊被告（会長）の経歴を原子力部長から取締役に就任し、「1977年の入社以来、主に原子力発電関係業務に従事」と明記しています。

また1996年には志賀1号機差止め訴訟の会社側証人として出廷し、志賀原発技術課長当時の再循環ポンプ事故について証言しています。

(2) 各年の取締役に原子力部門出身者が

就任している事実

北電作成の取締役名簿を調べると、ほぼ毎年1～3名の原子力部門出身者（原子力部長、志賀原発所長、同所長



口頭弁論報告集会（7月14日、富山県弁護士会館）

代理)が就任しています。

《原告弁護団や支援のみなさまに感謝》

私たち原告団がこの6年間の裁判を取り組めたのは、原告側弁護団が多数の書面提出や陳述を展開したこと、そして毎回の口頭弁論に富山、石川、福井などから多くのみなさんが傍聴して原告団を支えていただいたおかげです。弁護団が能登半島地震について、被害状況や避難経路、海岸隆起現場の調査など詳細な報告書を裁判所に提出したことも特筆すべきです。

引き続き最終弁論、志賀原発差止め判決に向けてご支援をお願いします。

台湾がアジア初の脱原発を実現！

金沢訴訟原告団長 北野 進

5月17日午後10時、台湾電力公社の第3原発2号機の出力がゼロとなり、台湾はアジアで初の脱原発を実現しました。私はこの歴史的瞬間を、台湾で長年たたかってきた人たち、それを応援してきたアジア各国の人たちと共に台湾電力本社ビル前で迎えることができました。ここに至るまでの台湾のみなさんのたたかいの歴史や教訓について報告します。



能登半島地震の報告(5月17日、NO NUKES アジアフォーラムin台湾)

台湾では国内3力所、各2基ずつ計6

基の原発が稼働していました。しかし建設されたのは4力所、計8基です。建設されながらも稼働を阻止した第4原発のたたかい抜きに台湾の脱原発は語れません。台湾北部の東海岸、貢寮^{コンリャオ}で計画された第4原発は、国民党政権下の1996年、建設の入札が行われました。元請けは米国・ゼネラル・エレクトリック社ですが1、2号機の原子炉はそれぞれ日立と東芝、発電機は2基とも東芝が請け負うという、日本初の原発輸出プロジェクトでした。そして予定地前に広がる海岸は日清戦争後、台湾の植民地化に向け日本軍が初めて上陸した海岸です。今では親日的な人が多い台湾ですが、第4原発を「第2の侵略」と表現する心中は察するに余りあります。

第4原発の建設は、国政で大きく対立する民進党と国民党の間で政権が交代するたび、揺れ動いてきました。しかし、一貫して揺らがなかったのは現地の反対運動、そして台湾各地で激しく展開された非暴力の直接行動です。私が初めて台湾を訪れた1995年には台北市街地を埋め尽くす3万人デモが行われ、度肝を抜かれました。日本の脱原発運動も原発輸出阻止に向け深く連帯してきました。台湾は日本と同じ地震大国。市民レベルの交流の中で、福島第一原発事故の被害の実態や教訓などを広く共有できたことも稼働阻止の大きな力となりました。

脱原発の流れは、第4原発に対する反対運動が展開されていた2016年、当時の蔡英文総統(民進党)が2025年までの原発廃止政策を行政院会議で決定し、翌年には脱原発を定めた電



抗日記念碑前で。後方は第4原発(24年7月31日)

気事業法改正案が立法院で可決されたことで固まりました。この法律を受け、40年の運転免許が切れた発電所から順次停止され、最後の一基が第3原発2号機でした。

台湾で6基の原発が建設された経緯も簡単に報告します。建設時期はいずれも国民党独裁政権下でした。台湾の人々は反対の声を上げるところか、議論すらできなかったのです。脱原発を掲げる民進党が結党されたのは1986年のこと。第3原発2号機が稼働した翌年です。台湾の脱原発運動は民主化のたたかいとともに拡大してきました。脱原発は民主化運動の勝利です。そして付け加えるならアジアの脱原発連帯の勝利とも言えます。

今後の動きにも触れておきます。民進党を中心とした脱原発勢力と国民党を中心とした推進勢力との激しい攻防は

5月の脱原発実現で決着するほど甘くはありません。先に脱原発を実現したドイツでも原発回帰の動きが常に見え隠れするように、台湾でも電力需要の増加などを理由に再稼働を画策する動きが執拗に続いています。この原稿の締切り後の8月23日、立法院で多数を占める野党国民党が仕掛けた「第3原発の再稼働」を問う国民投票が実施されます。

国民投票の動きが浮上する中で注目されたのが能登半島地震です。第3原発の敷地内には活断層が走っていて、無事40年の運転期限を迎えたのは運がよかったに過ぎません。国民投票法案が提案された直後の昨年7月、立法院の公聴会や市民団体主催の集会で能登半島地震の報告を求められました。珠洲原発の予定地の隆起や避難計画の破綻は関心の的でした。台湾の避難計画の重点区域は8km圏。日本同様30km圏とすると、第1、第2原発の重点区域は首都台北を含み対象人口は500万人を超えます。避難計画の立案は到底不可能です。台湾での私の発言はテレビやネットニュースなどで10本以上の記事となり、多くの台湾市民に伝えられました。

投票結果如何にかかわらず、再稼働に至るには制度的に数多くの課題が立ち塞がっています。何より第4原発の稼働を阻止した台湾の人々の脱原発への決意は揺るぎません。台湾は福島や能登を教訓に脱原発を実現しました。私たちも台湾に学び、あとに続かなければなりません。



台湾電力本社ビル(5月17日)

【金沢訴訟第46回口頭弁論】

- ◇期日 9月22日(月) 14:00～
- ◇会場 金沢地裁⇒弁護士会館(報告集会)

【富山訴訟第23回口頭弁論】※最終弁論

- ◇期日 10月1日(水) 15:00～
- ◇会場 富山地裁⇒弁護士会館(報告集会)